

平成21年第1回

福島町議会定例会

平成21年3月11日(水)

諸般の報告
(第1号)

福島町議会

提出された案件

1. 町長提出

- 議案第1号 福島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
議案第2号 福島町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正について
議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第4号 福島町立幼稚園の保育料等徴収条例の一部改正について
議案第5号 福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第7号 福島町介護保険条例の一部改正について
議案第8号 福島町民交通傷害保障条例の廃止について
議案第9号 平成21年度福島町一般会計予算
議案第10号 平成21年度福島町老人保健特別会計予算
議案第11号 平成21年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第12号 平成21年度福島町介護保険特別会計予算
議案第13号 平成21年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成21年度福島町水道事業会計予算
議案第15号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
議案第16号 福島町介護保険給付費準備基金の積立金の処分について
議案第17号 平成20年度福島町一般会計補正予算（第9号）
議案第18号 平成20年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成20年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成20年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成20年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）
諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 町長等からの報告事項

- 2月27日 教育委員会委員長から、「平成19年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」の提出があった。

3. 議案の撤回

- 2月24日 町長から、平成20年第2回定例会「議案第1号 福島町まちづくり基本条例の制定について」議案撤回の申し出があった。
〃 町長から、平成20年第2回定例会「議案第2号 福島町まちづくり推進会議条例の制定について」議案撤回の申し出があった。

町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	川岸 勤	総務課企画グループ参事	土門 修一
財務課長兼財務グループ参事 兼税務グループ参事	花田 春夫	出納室長	本庄屋 誠
町民課長兼住民グループ参事	(竹下 泰弘)	町民課福祉グループ参事	鳴海 清春
産業課長兼水産グループ参事	三鹿 菊夫	産業課農林グループ参事	工藤 昭一
産業課商工グループ参事	出羽 正機	建設課長兼建設グループ参事 兼水道グループ参事	横内 俊悦
吉岡支所長	極檀 忠男	福島保育所長	(竹下 泰弘)
福祉センター次長	(盛川 哲)		
教育長	丁子谷 雅男	教育委員会教育次長 兼学校教育グループ参事	木村 修
教育委員会生涯学習グループ参事	盛川 哲	学校給食センター所長	(木村 修)
農業委員会事務局長	(工藤 昭一)		
監査委員	花田 修一	監査委員補助職員	(石堂 一志)

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂 一志	議会グループ総括主査	坂口 稔
議会グループ主事	吉澤 裕治	議会グループ書記	庭 奈々子

監査報告

3月6日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(水道事業会計)

3月9日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。

(一般会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)

委員会の調査報告等

2月24日 議会運営委員会から、福島町議会会議条例の制定について、提出があった。

〃 議会運営委員会から、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提出があった。

〃 議会運営委員会から、福島町議会傍聴規則の全部改正について、提出があった。

- 2月24日 議会運営委員会から、福島町議会事務局の組織に関する規則の一部改正について、提出があった。
- 〃 議会運営委員会から、福島町議会の運営に関する基準の一部改正について、提出があった。
- 〃 議会運営委員会から、議場における発言等に関する運用基準の一部改正について、提出があった。
- 3月9日 総務教育常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
- 3月9日 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。
- 3月9日 火葬場建設に関する調査特別委員会から、調査結果の報告があった。
- 3月9日 まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会から、審査結果の報告があった。

一部事務組合議会等の報告

- 3月3日 金沢秀一議員から、平成21年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告があった。

閉会中の所管事務調査の申し出

- 2月12日 経済福祉常任委員会から、閉会中の所管事務調査の申し出があった。
- 3月3日 議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査等の申し出があった。

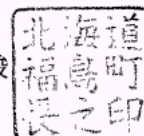
議会に関連した諸行事（平成21年第1回臨時会後 本日まで）

- 2月24日 まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会
- 2月26日 第1回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会（関係議員）
- 2月27日 福島町森林組合通常総会（議長ほか）
- 〃 福島町がんフォーラム（議長ほか）
- 3月1日 福島商業高等学校卒業証書授与式（議長ほか）
- 3月3日 一般質問通告
- 〃 議会運営委員会（第1回定例会の運営ほか）
- 3月6日 福島町スポーツ・文化賞表彰式（議長ほか）

平成21年2月24日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町長 村田 駿



事 件 撤 回 請 求 書

平成20年12月24日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

- 件 名 平成20年第2回定例会議案第1号
「福島町まちづくり基本条例の制定について」
平成20年第2回定例会議案第2号
「福島町まちづくり推進会議条例の制定について」
- 理 由 上記2件の条例制定について、内容を精査するため。
なお、平成21年第1回定例会に再提出を予定しています。



常任委員会・議会運営委員会報告

平成20年12月25日、福島町議会第2回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を終えた常任委員会等から、別紙のとおり所管事務調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成21年3月11日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

- 総務教育常任委員会
- 経済福祉常任委員会
- 議会運営委員会(別冊)

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会

委員長 平 野 隆 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日福島町議会第 2 回定例会において議決を得た、閉会中の所管事務調査を終えたので、会議規則第 7 6 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1) 中学校の統合と吉岡幼稚園のあり方について (2) 庁内 LAN サーバー及びパソコン等の更新について (3) その他所管に関する事項について (教育コンピュータ整備事業について)	
調査期間	平成 2 1 年 1 月 1 5 日～2 月 2 0 日 (2 日間)	
出席委員	(1) 1 月 1 5 日 (木)	(2) 1 月 1 5 日 (木)
	委員長 平野隆雄	委員長 平野隆雄
	副委員長 滝川明子	副委員長 滝川明子
	委員 佐藤卓也	委員 佐藤卓也
	〃 加藤雅行	〃 加藤雅行
	〃 藤山大基	〃 藤山大基
〃 溝部幸基	〃 溝部幸基	
欠席委員	なし	
委員外議員	議員 木村隆	なし
出席説明員	町長 村田駿	町長 村田駿
	副町長 竹下泰弘	副町長 竹下泰弘
	教育長 丁子谷雅男	総務課長 川岸勤
	教育委員会教育次長 木村修一	総務課企画グループ参事 土門修一
	教育委員会学校教育グループ総括主査 飯田富雄	総務課企画グループ総括主査 前田勝広
		総務課企画グループ主査 住吉英之
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志	議会事務局長 石堂一志
	議会グループ総括主査 坂口稔	議会グループ総括主査 坂口稔

	(2) 2月20日 (金)	(3) 2月20日 (金)
出席委員	委員長 平野隆雄 副委員長 滝川明子 委員 佐藤卓也 " 加藤雅行 " 藤山大 " 溝部幸基	委員長 平野隆雄 副委員長 滝川明子 委員 佐藤卓也 " 加藤雅行 " 藤山大 " 溝部幸基
欠席委員	なし	なし
委員外議員	議員 木村隆	議員 木村隆
出席説明員	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 総務課長 川岸勤 総務課企画グループ参事 土門修一 総務課企画グループ総括主査 前田勝広 総務課企画グループ主査 住吉英之	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 教育長 丁子谷雅男 教育委員会教育次長 木村修 教育委員会学校教育グループ総括主査 飯田富雄
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔

[委員会意見]

調査事件 1 中学校の統合と吉岡幼稚園のあり方について

(平成 21 年 1 月 15 日調査)

昭和 25 年に創立された吉岡中学校は、少子化の影響などにより生徒数の減少が続いていることなどから、保護者懇談会等において学校統合の理解が得られたとして、平成 22 年 4 月 1 日から、福島中学校と統合する方向性が示された。

また、吉岡幼稚園の運営問題についても、幼児の減少などから幼児教育のあり方などが問われ関係者等と協議を重ね、特に保護者からの要望による「認定こども園」等の検討内容が示されている。

このような状況から、吉岡中学校統廃合に係る保護者等の協議経過等について、さらに吉岡小学校を含めた今後の対応と、吉岡幼稚園のあり方などについて、調査したところであり、その調査結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

(中学校の統合について)

1. 吉岡小学校と吉岡中学校の保護者合同説明会を開催した結果、中学校統合に向けた理解が得られたとのことだが、以前の吉岡幼稚園のように、あとから存続の要望や反対意見が出ないよう、保護者や関係者との協議は慎重に対応すべきである。
2. 中学校の入学時には、制服等を準備する費用が必要であり、中学校が統合になった際には、現在の吉岡小学校 6 年生（21 年 4 月に吉岡中学校入学後、2 年生時に福島中学校へ統合予定）は、重複して負担することとなる。ふるさと応援基金の活用などにより、費用負担を支援することで、保護者の負担を軽減することは、町民の理解も得られると思うので検討していただきたい。

(吉岡幼稚園のあり方について)

1. 福島保育所内への「認定子ども園」等の受け皿については、福島保育所の今後の入所状況からすると、2、3 年後に定数確保の条件が整うこととなっているが、まだ具体的な検討がされていないことから、早い時期に方向性を示す必要がある。
2. 認定子ども園を開設する際には、民間への委託も含めて十分に検討する必要がある。また、今後の対応として、ワークシェアや経費節減の方法を今から具体的に検討する必要もある。
3. 少子化対策として、医療費の部分を含めて対応しているが、これだけ子ども達が少なくなっている当町の状況は非常事態と考える。将来の福島町を見据えた場合に、今の時点の反省も含めて、児童に対する負担軽減策を検討する必要がある

(意見交換の概要)

○中学校の統合について

統合の際の問題となっている制服等の入学準備品、あるいは輸送の対応としては、ふるさと応援基金の活用など、財源は別としても、保護者の負担が増えることのないように、町としての助成措置を考える必要がある。

また、統合するにあたって様々な問題が考えられるので、教育委員会が問題を整理して解決に向けた方向性を示していく必要があり、保護者との懇談会は、今後も慎重に進め、スムーズに統合できるよう、責任をもって対応していただきたい。

○吉岡幼稚園のあり方について

吉岡幼稚園閉園後の受け皿としての「認定子ども園」が、当町の子ども達や保護者にとって本当に良い施策なのか疑問が残る。今の段階で何が障害になっているのか示していただき、委員会のテーマとして取り上げ、調査・研究する必要がある。

調査事件2 庁内LANサーバー及びパソコン等の更新について

(平成21年1月15日、2月20日調査)

平成13年に始まった、庁内等のネットワーク化は、平成15年の地域インターネット導入促進整備事業等により整備されこれまで運用している。

平成20年度で5年の耐用年数となることから、機能保持のため、平成21年度にネットワーク機器等を含めた更新を予定している。

このような状況から、庁内LANサーバー等の導入経緯や更新の内容、事業費等について、調査したところであり、その調査結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 職員がパソコンやネットワーク機器についての基本的な知識や技能の向上を図るとともに、将来的には、自分たちの状況に合わせてソフト開発や調整をできる体制を目指した、人材育成の検討が必要である。
2. 業務に係る必要な機器、設備のため更新するということは理解するが、およそ5年間の耐用年数で今後も繰り返される支出となる。経費を少なくするというを目的として、見積もりは1社だけではなく、複数の業者から取り寄せるべきである。
3. 委員会の資料として、予定している機器の見積もりやランニングコストの部分等の内容が詳細に示されていない。見積もり内容をオープンにすることで競争原理も働くことにつながるため、早い機会に詳細な資料の提示を望むものである。
4. 職員個々の仕事内容や使用頻度を十分に検証し、機器の対応等については、業務に必要な機能のみ整備することでコストダウンを図るべきである。また、財政状況が厳しい中で、1人1台という感覚ではなく、1台のパソコンに対して複数共有できる形を検討することも必要である。
5. 法人向けのパソコンは、国内メーカーでも安価で販売対応しているところがあることから、インターネット等で情報収集し、少しでも購入価格を抑える必要がある。
6. パソコンやソフトは、新機種が発売されると旧製品が大幅に値下がりすることや、メーカーサポートが切れるという懸念があるが、今後発売される新機種等の情報を把握し、比較検討する必要がある。

調査事件3 その他所管に関する事項について（平成21年2月20日調査） （教育コンピュータ整備事業について）

学校の教育用コンピュータは、平成4・5年度において各中学校が整備され、その後、平成12年度に中学校は更新、翌年度には各小学校が整備されている。

現在使用しているコンピュータは、基本ソフトが古いことによる不具合や経年による故障が生じていることと、加えて近年、総合学習等によるプレゼンテーションソフトの対応も迫られているとのことである。

このような状況から、平成21年度事業として、福島・吉岡中学校のコンピュータ・サーバーの更新と校内LANなどの整備を予定していることから、調査したところであり、その調査結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 入札時において、出来るだけ安価にする方法として、役場のパソコン等と学校のパソコン等の一括発注や部分発注、更にはその対応を共通したものにして、経費を削減することの検討が必要である。
2. どのような授業で使用しているのか、授業での使用の実態や授業支援ソフト等の要望はどうかをきちんと把握して、スペックの内容の検討では、役場と中学生が使用するものが同じでよいのか、学校と役場のシステムの構成などを検討することも必要である。
3. 学校の先生が個人で購入したものを使用している場合のセキュリティに配慮する必要がある。また、役場職員のセキュリティについても検討する必要がある。
4. 複数の業者からの見積書で検討する必要がある。1社だけの見積もりとなれば、業者の提示価格をそのままに計上することで入札に影響を及ぼす可能性があることから注意すべきである。
5. パソコン自体の単価が高いのではないかと、機能を果たせる機種の見積で単価を抑えることや、近隣町の状況、またインターネットを使用して調査するなどして全体の購入費を出来るだけ低くすることを検討すべきである。
6. 昨年11月に実施した開発計画のローリング時の説明資料の金額と今回提示されている金額が整合しておらず、その内容について納得のいく説明が必要である。

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 杉 村 志 朗

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成20年12月25日福島町議会第2回定例会において議決を得た、閉会中の所管事務調査を終えたので、会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(1) 生活排水等の現状と課題について (2) 農業施策の現状と課題について (3) その他所管に関する事項について (町有林利用間伐事業について) (4) その他所管に関する事項について (福島町水産物荷捌施設整備事業について) (5) その他所管に関する事項について (国の平成20年度補正予算(第2号)に関連する事業等について) (6) その他所管に関する事項について(第4期介護保険事業計画について) (7) その他所管に関する事項について (福島町地球温暖化対策推進実行計画書について)	
調 査 期 間	平成21年2月2日～2月12日(2日間)	
出 席 委 員	(1) 2月12日(木)	(2) 2月2日(月)
	委 員 長 杉 村 志 朗	委 員 長 杉 村 志 朗
	副 委 員 長 木 村 隆	副 委 員 長 木 村 隆
	委 員 川 村 明 雄	委 員 川 村 明 雄
	〃 新 山 大 吉	〃 新 山 大 吉
〃 佐 藤 孝 男	〃 佐 藤 孝 男	
〃 金 沢 秀 一	〃 金 沢 秀 一	
欠 席 委 員	な し	
委 員 外 議 員	議 員 佐 藤 卓 也	議 員 佐 藤 卓 也
	〃 平 野 隆 雄	
	〃 滝 川 明 子	
職 務 の た め 出 席 し た 議 員	議 長 溝 部 幸 基	議 長 溝 部 幸 基
出 席 説 明 員	町 長 村 田 駿	町 長 村 田 駿
	副 町 長 竹 下 泰 弘	副 町 長 竹 下 泰 弘
	総 務 課 長 川 岸 勤	産 業 課 長 三 鹿 菊 夫
	総務課企画グループ参事 土 門 修 一	産 業 課 農 林 グループ参事 工 藤 昭 一
	総務課企画グループ総括主査 前 田 勝 広	産 業 課 農 林 グループ総括主査 堀 井 俊 彦
	産 業 課 長 三 鹿 菊 夫	産 業 課 農 林 グループ主査 西 村 福 蔵
	町民課住民グループ総括主査 阿 部 幸 三	
	町民課住民グループ主査 木 村 正 幸	
議 会 事 務 局 職 員	議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志	議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志
	議 会 グループ総括主査 坂 口 稔	議 会 グループ総括主査 坂 口 稔

出席委員	(3) 2月2日 (月)	(4) 2月2日 (月)
	委員 長 杉 村 志 朗 副委員 長 木 村 隆 委 員 川 村 明 雄 " 新 山 大 吉 " 佐 藤 孝 男 " 金 沢 秀 一	委員 長 杉 村 志 朗 副委員 長 木 村 隆 委 員 川 村 明 雄 " 新 山 大 吉 " 佐 藤 孝 男 " 金 沢 秀 一
欠席委員	なし	なし
委員外議員	議 員 佐 藤 卓 也	議 員 佐 藤 卓 也
職務のため出席した議員	議 長 溝 部 幸 基	議 長 溝 部 幸 基
出席説明員	副 町 長 竹 下 泰 弘 産 業 課 長 三 鹿 菊 夫 産 業 課 農 林 グ ル ー プ 参 事 工 藤 昭 一 産 業 課 農 林 グ ル ー プ 総 括 主 査 堀 井 俊 彦 産 業 課 農 林 グ ル ー プ 主 査 西 村 福 蔵	副 町 長 竹 下 泰 弘 産 業 課 長 三 鹿 菊 夫 産 業 課 水 産 グ ル ー プ 総 括 主 査 中 島 和 俊 産 業 課 水 産 グ ル ー プ 主 査 川 合 力 哉
議会事務局職員	議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志 議 会 グ ル ー プ 総 括 主 査 坂 口 稔	議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志 議 会 グ ル ー プ 総 括 主 査 坂 口 稔

出席委員	(5) 2月2日 (月)	
	委員 長 杉 村 志 朗 副委員 長 木 村 隆 委 員 川 村 明 雄	委 員 新 山 大 吉 " 佐 藤 孝 男 " 金 沢 秀 一
欠席委員	なし	
委員外議員	議 員 佐 藤 卓 也	
職務のため出席した議員	議 長 溝 部 幸 基	
出席説明員	町 長 村 田 駿 副 町 長 竹 下 泰 弘 教 育 長 丁 子 谷 雅 男 総 務 課 長 川 岸 勤 総 務 課 企 画 グ ル ー プ 参 事 土 門 修 一 財 務 課 長 花 田 春 夫 出 納 室 長 本 庄 屋 誠	町 民 課 福 祉 グ ル ー プ 参 事 鳴 海 清 春 産 業 課 長 三 鹿 菊 夫 産 業 課 農 林 グ ル ー プ 参 事 工 藤 昭 一 産 業 課 商 工 グ ル ー プ 参 事 出 羽 正 機 建 設 課 長 横 内 俊 悦 教 育 委 員 会 教 育 次 長 木 村 修 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 グ ル ー プ 参 事 盛 川 哲
議会事務局職員	議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志 議 会 グ ル ー プ 主 事 吉 澤 裕 治	議 会 グ ル ー プ 総 括 主 査 坂 口 稔

	(6) 2月12日(木)	(7) 2月12日(木)
出席委員	委員長 杉村志朗 副委員長 木村隆雄 委員 川村明雄 " 新山大吉 " 佐藤孝男 " 金沢秀一	委員長 杉村志朗 副委員長 木村隆雄 委員 川村明雄 " 新山大吉 " 佐藤孝男 " 金沢秀一
欠席委員	なし	なし
委員外議員	議員 佐藤卓也 " 平野隆雄 " 滝川明子	議員 佐藤卓也 " 平野隆雄 " 滝川明子
職務のため出席した議員	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 町民課福祉グループ参事 鳴海清春 町民課福祉グループ総括主査 工藤泰司 町民課福祉グループ主査 星野優司	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 町民課住民グループ総括主査 阿部幸三 町民課住民グループ主査 木村正幸
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔

[委員会意見]

調査事件 1 生活排水等の現状と課題について (平成 21 年 2 月 12 日調査)

これまで、当町における生活排水等の浄化対策に関する議会の対応としては、平成 11 年度の福島町公共下水道基本計画等に関連する調査特別委員会が主なものとなっている。

その調査結果では、「公共下水道や合併処理浄化槽などの手法等をはじめとして、いろいろな課題の整理、解決を図るため、さらに検討を重ねていく必要がある」と結論付けたところである。

このことにより、町では、公共下水道を主体とした実施計画を中止し、改めて浄化対策を検討することとしていたが、その後における地方財政の悪化、地方交付税の削減、松前町との合併協議の破たん、自立プランの策定などにより、今日まで実質的な浄化対策の検討がなされていないとのことである。

このような状況において、これまでの経過を踏まえて、町は、環境保持等の観点からも生活排水対策は重要な施策であると位置づけ、平成 21 年度に生活排水処理基本計画の策定を予定しているところから、生活排水の現状や課題等について、調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 合併浄化槽、単独浄化槽の設置数の現状の把握をどのようにしているのか。都市計画の用途地域内の数値として、地域を限定した上で把握しているとのことであるが、浄化槽協会や台帳との整合性や数値のとらえ方を精査する必要がある。
2. 浄化槽整備事業として、国の第 2 次補正予算で基本計画を作成することとなっており、整備計画の作成にあたり、国土交通省の整備計画の概要やホームページで示している各種の情報の収集及び国の補助制度の検討が早期になされるべきである。合併浄化槽の技術の進展、将来的なランニングコストの積算や実施の手法として農村・漁村集落環境との比較検討を早急に実施し、財政面での負担が少なく、早期に実行できる計画を検討することが重要である。
3. 水産加工場も排水処理対策を検討し実施しているが、町として加工場の排水処理対策に積極的な取り組みをする必要がある。
4. 緑川や観音橋川の水質の悪化が懸念されており、水質浄化や悪臭の解消を図るために EM 菌での取り組みを検討することも必要である。
5. 特定生活排水処理事業として移行していくための協議の必要性や福島川の改修に伴う生活排水処理との関係、更には漁港海岸環境整備事業も視野に入れた調査が必要であり、早期に北海道と協議することが必要である。

6. 町の財政や町民に負担の少ない方法で事業の実施に向け、理事者の積極的な対応を望むものである。
7. 事業の実施に当たっては過疎債など有利な財源を活用すべきであり、新過疎法の次の制度に向けた要請に積極的に取り組むことが必要である。

調査事件2 農業施策の現状と課題について（平成21年2月2日調査）

当町の農家1戸当たりの耕作面積は、1ヘクタール未満の小規模農家が大半を占めている状況となっており、農業後継者の不足とともに高齢化がより進行し、農村活動の低下が懸念されているところである。

このような状況から、当町の農業施策の現状や課題について、調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 後継者問題などを早い段階から手立てをして行く必要があり、新規参入者や退職者の受け入れを積極的に検討すべきである。
2. 休耕田や耕作放棄地を有効活用する方策として、町で借り上げ、家庭菜園として活用するための講習会を実施するなど、休耕田や耕作放棄地を有効活用するための具体的な施策の実施を検討する必要がある
3. 農業所得を上げるため、地場のブルーベリー・しいたけ・マッシュルーム・黒米・そばなどの当町に適した農産物の生産を奨励し、消費拡大対策としての朝市や学校給食での地産地消の検討が必要である。農業協同組合だけでなく、行政が積極的に手立てを考え、ホームページの有効活用、農産物のピーアールや販路の拡大等についても、関係機関と連携した対応を検討すべきである。
4. 黒米について単価のコスト計算が示されていない。算定方法や根拠を示す必要があり、本州産のものと比較し、具体的な内容のデータを示すべきである。また、健康によいとの根拠やその効果について具体的に示すデータを揃え、更に付加価値を付けるための方策の検討やふるさと応援基金の寄付者への活用方法も検討すべきである。
5. そばの生産量や消費のデータを作成すべきであり、早い段階での提示を望むものである。また、将来的には乾麺としての可能性も検討する必要はないか。
6. 有機栽培を進めることで、生ごみ処理の節減対策が図られることから、給食の残渣・残食を堆肥化している現状や数量を給食センターと連携して的確に把握し、この効果をいかし、町全体として生ごみ堆肥化への取り組みを進める必要がある。

(意見交換の概要)

○農業施策の現状と課題における、休耕田や耕作放棄地を有効活用するための具体的な施策を検討する必要がある。

○生ごみ処理の節減対策として生ごみ処理の再利用や、堆肥として有効に活用する有機栽培の普及による農産物の生産拡大を図り、これらの農産物を地産地消する取り組みを進める必要がある。

調査事件3 その他所管に関する事項について（平成21年2月2日調査）

（町有林利用間伐事業について）

当町の森林面積は17,289ヘクタールで、町の総面積の約92パーセントを占め、そのうち、町有林は1,256ヘクタールとなっている。町有林は、杉を主体とした樹種であり、補助対象外の林齢36年以上の人工林については自然育成状態となっている。

加えて、標準伐期の50年に達している山林が88ヘクタールとなっていることから、町有林全体の機能強化と財産価値を高める上からも利用間伐等を促進して森林整備を図りたいとのことである。

このような状況において、平成21年度実施予定の町有林利用間伐事業計画等について、調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 伐採後の植林計画において、針葉樹だけでなく、複層林計画で広葉樹を植林することも検討すべきである。
2. 伐採のための経費を抑えるため、作業道整備対策を町有林と民有林を含めた検討と、町内の植樹が必要な箇所を把握をし早期に植樹を実施する必要がある。
3. 伐期に達している状況の調査をし、伐採計画を早期に樹立する必要があり、皆伐後の植林対策や山の整備が必要である。
4. 植林や除間伐など森林整備のための「みどりの雇用対策」を積極的に検討し、実施すべきである。

調査事件 4 その他所管に関する事項について（平成 21 年 2 月 2 日調査） （福島町水産物荷捌施設整備事業について）

福島町水産物荷捌施設整備事業の経過については、議会に対して、平成 20 年 8 月 28 日に吉岡新港側に荷捌所建設の整備要望書の提出があり、この時点では荷捌所の上に事務所も建設する内容であった。

その後、9 月 29 日に事務所建設は、組合の財政状況を理由に取りやめ、併せて荷捌所の建設場所も現在地に変更した旨の報告があり、11 月に行われた両常任委員会での平成 20 年度総合開発計画のローリング結果において荷捌施設が新規搭載事業として報告があったところである。

このことに伴い、11 月 27 日の全員協議会においては、過疎地域自立促進市町村計画にも登載する内容の説明がなされ、最終的には平成 20 年第 2 回定例会において議決している。

このような状況から、平成 21 年度の施設整備に向けた内容や事業費の計画等を調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 水産物に付加価値を付けるための、マグロや各種水産物のネット販売等の可能性を検討する必要がある。
2. 施設の管理委託契約書の作成締結に当たり、適正な維持管理の運営に資する事項やその内容及び賃貸料の検討が必要である。
また、補修費については原則使用者負担を義務付けることでの覚書を交わすこと並びに維持補修のための費用を基金として積み立てすることの指導をする必要がある。
3. 施設の清潔な運営に際しての重要な事項となる、清浄な海水の取水や荷捌き施設で使用された排水の処理対策が重要である。

調査事件 5 その他所管に関する事項について（平 21 年 2 月 2 日調査）

（国の平成 20 年度補正予算（第 2 号）に関連する事業等について）

国の平成 20 年度補正予算（第 2 号）については、急激な金融・経済情勢の変化に対応すべく、国民生活と日本経済を守るためにとりまとめられた「生活対策」を実施するための措置と、その後の雇用状況の悪化に対する追加の雇用対策となっており、町は、これらに関連する事業を実施するための予算措置を行う必要がある。

国からの通知を受けて、事業選択の対応期間が極端に少ないことなどから、去る 1 月 27 日に、全員協議会を開催し、第 2 次補正の報告、内容説明を受けたところであり、2 月 24 日開催予定の臨時会での議決を伴うことから、これらの事業等の計画の概要が示された。

このような状況を踏まえ、これらの事業等の計画の概要を調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 交付額より事業費が多くなっているが、入札減が生じ、国に返還する可能性があるのであれば、次年度以降に予定している事業を実施するような検討をすべきであり、入札における落札率について 90 パーセントを切るような設定や競争意識を持った考え方で実施することの検討が必要である。
2. 防災無線の現状を考慮した場合、個別受信機の設置など、将来的な利用の考え方を検討する必要がある。
3. 町有建物の有効利用を検討し、解体が必要な場合は解体の基準や解体後のプランについて検討しておく必要がある。
4. 町有林や民有林の管理及び除間伐に必要な作業道の整備についても実施を検討すべきである。
5. 事業計画で宮歌地区の道路整備が予定されており、それに併せて水道管を整備することで事業費が安価になるのであれば、現時点における概略の事業費の積算をし、提示すべきである。
6. 開発計画に登載していない事業が全体の 60 パーセントを超えており、次年度以降の開発計画における施設やハード事業の実施計画に対する今後の考え方をきちんと整理することが必要である。
7. プレミア商品券事業について、額を消化すればそれでよいというものではなく、当初の目的に沿った内容なのか、基本的な説明の内容と極端にずれて行ったのではないか、議会としても議決している事項であり、結果において何らかの問題がなかったのか、事業の状況について検証することが必要である。

8. 国の政策により事業を展開する中で、他の自治体が単独で事業を実施しているところがあり、町単独での事業展開として、各種のデータの整理のための臨時職員の雇用、町有林の除間伐の作業員の雇用、高校生の就職の実態を検討した臨時職員の雇用などの検討をすることも必要である。
9. 定額給付金の差し押さえが、法的に可能かどうかの検討をすべきであり、可能な場合には、悪質滞納者に対して実施することも検討すべきである。

(意見交換の概要)

○国の経済対策に関連して実施した、プレミアム商品券事業の苦情が多く、その内容や実施の状況について、事後の検証が必要である。

調査事件6 その他所管に関する事項について

(第4期介護保険事業計画について) (平成21年2月12日調査)

介護保険事業計画は、地域の要援護者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するための計画となっている。

現在の第3期介護保険事業計画は、平成20年度において計画期間が満了となるため、平成21年度から平成23年度までの3カ年となる第4期介護保険事業計画の策定が必要となっている。

第4期介護保険事業計画における計画の位置づけ、要介護者等の推移、サービスの利用状況、今後の被保険者数の推計、要介護認定者数の推計、サービス利用者数の推計、介護給付費の推計、第1号保険者の保険料の推計などの資料も示されたところである。

このような状況を踏まえ、第4期介護保険事業計画の内容を調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 独居世帯や高齢者への対策として、支援ハウス、特別養護老人ホーム、グループホームの充実が必要であり、加えて待機者にも対応できる高齢者下宿や、町内会館のような施設を活用して、高齢者が集い話し合いが出来るような施設や支援の検討も必要である。
2. 居宅介護が計画の中心であり、居宅サービスや介護を実施する事業者の実態やヘルパー数の把握をし、利用者への支障がないよう支援の対応について、検討すべきである。
3. 人口の推計や高齢者の把握を適切に行い、各施設の待機者の状況の分析や将来的に安心してサービスを受けられるような計画の検討が必要である。

4. 要介護の認定を受けた方の実態について状況の把握や分析をし、ケアプランの内容等について関係者が協議して、行政においても関与していくことが必要である。
5. 施設は入居者が限られており、居宅サービスを受ける方が増えることの想定などの分析と、サービスの内容や課題についての検討も必要である。

調査事件7 その他所管に関する事項について（平21年2月12日調査） （福島町地球温暖化対策推進実行計画書について）

地球温暖化防止に関する国際的な会議が平成9年に京都で開催され、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が制定された。

法律は、地球温暖化対策の取り組みとして、国や地方公共団体、事業者、国民がそれぞれの責務を明らかにするとともに、国及び自治体に温室効果ガスの排出・抑制等の措置に関する計画策定を義務付けた内容となっている。

このことを受け、福島町も公共事業を行う事業者として率先した行動をとるため、福島町地球温暖化対策推進実行計画を策定したとのことである。

このような状況を踏まえ、福島町地球温暖化対策推進実行計画の具体的な目標や評価等を調査したところであり、その結果の主な内容及び留意すべき事項は、次のとおりである。

1. 計画における紙や電気の使用量の削減については、具体的な削減量の提示や、手法としてどのように進めるのか、目に見える目標を設定すべきであり、長い期間の計画ではなく短い期間の目標を達成するための手法や四半期ごとの達成率などの公表も検討すべきである。
2. 生ごみの排出量削減による経費の削減や資源ごみの分別処理の徹底によるごみの資源化、温室効果ガスの排出を抑制するための植林の実施について検討する必要がある。
3. 各施設の照明やヒートポンプの使用による対策、化石燃料から脱却してペレット燃料の普及、住宅への太陽光発電によるソーラーシステムの導入、雨水を集めて植栽や散水への活用等、これらの対策等を積極的に検討する必要がある。
4. 紙などについて製造から消費までの削減量や、漁船設備の省エネ対策を実施するなど町全体の具体的な内容や総体的な計画を検討し提示すべきである。

なお、役場で実施した後に、将来的には町民も含めた全体的な計画を策定するとのことであるが、その前段で条例化や協議会を立ち上げるなどの姿勢を持つべきであり、計画の検討やピアールをすることが必要である。

特別委員会報告

下記の特別委員会から別紙のとおり報告書の提出があったので、これを報告する。

平成21年3月11日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

- 火葬場建設に関する調査特別委員会
- まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会

福 議 特 委 号
平成 2 1 年 3 月 9 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

火葬場建設に関する調査特別委員会
委員長 杉 村 志 朗

特別委員会調査報告書の提出について

平成 2 0 年 3 月 1 7 日、平成 2 0 年第 1 回定例会（3 月会議）において、閉会中に調査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の調査を終えたので、会議規則第 7 6 条の規定により、別紙のとおり調査報告書を提出いたします。

調 査 報 告 書

付託事件	火葬場建設に関する調査について	
開催日	平成20年3月17日～21年2月6日（7日間）	
出席委員	平成20年3月17日（月）	平成20年4月30日（水）
	委員長 杉村志朗 副委員長 金沢秀一 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆行 〃 加藤雅行 〃 佐藤孝男 〃 藤山大雄 〃 平野隆雄 〃 滝川明子	委員長 杉村志朗 副委員長 金沢秀一 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆行 〃 加藤雅行 〃 佐藤孝男 〃 藤山大雄 〃 平野隆雄 〃 滝川明子
欠席委員	なし	
職務のため出席した議員	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	なし	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 総務課企画グループ参事 土門修一 財務課長 花田春夫 町民課長 川岸勤三 町民課住民グループ総括主査 阿部幸悦 建設課長 横内俊年 建設課建設グループ総括主査 木村文年
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子

出席委員	平成20年5月13日（火）	平成20年5月26日（月）
	委員長 杉村志朗 副委員長 金沢秀一 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆行 〃 加藤雅行 〃 佐藤孝男 〃 藤山大雄 〃 平野隆雄 〃 滝川明子	委員長 杉村志朗 副委員長 金沢秀一 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆行 〃 加藤雅行 〃 佐藤孝男 〃 藤山大雄 〃 平野隆雄 〃 滝川明子
欠席委員	なし	
職務のため出席した議員	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 総務課企画グループ参事 土門修一 財務課長 花田春夫 町民課長 川岸勤三 町民課住民グループ総括主査 阿部幸悦 建設課長 横内俊年 建設課建設グループ総括主査 木村文年	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 総務課企画グループ参事 土門修一 財務課長 花田春夫 町民課長 川岸勤三 町民課住民グループ総括主査 阿部幸悦 建設課長 横内俊年 建設課建設グループ総括主査 木村文年
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子

	平成20年7月25日(金)		平成20年11月13日(木)	
	出席委員	委員長 副委員長 委員 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	杉村志朗 金沢秀一 佐藤卓也 川村明雄 新山大吉 木村隆 加藤雅行 佐藤孝男 藤山大雄 平野隆雄 滝川明子	委員長 副委員長 委員 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
欠席委員	なし		委員	加藤雅行
職務のため出席した議員	議長	溝部幸基	議長	溝部幸基
出席説明員	町長 副町長 総務課企画グループ参事 財務課長 町民課住民グループ総括主査 建設課長 建設課建設グループ総括主査 建設課建設グループ主査	村田駿 竹下泰弘 土門修一 花田春夫 川岸勤三 阿部幸三 横内俊悦 木村文年 紙谷一	町長 副町長 総務課長 総務課企画グループ参事 財務課長 町民課住民グループ総括主査 建設課建設グループ総括主査 建設課建設グループ主査 監査委員	村田駿 竹下泰弘 川岸勤一 土門修一 花田春夫 阿部幸三 木村文年 紙谷一 花田修一
議会事務局職員	議会事務局長 議会グループ総括主査 議会グループ主事 議会グループ書記	石堂一志 坂口稔 吉澤裕治 庭奈々子	議会事務局長 議会グループ総括主査 議会グループ主事 議会グループ書記	石堂一志 坂口稔 吉澤裕治 庭奈々子

	平成21年2月6日(金)	
	出席委員	委員長 副委員長 委員 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
欠席委員	なし	
職務のため出席した議員	議長	溝部幸基
出席説明員	町長 副町長 総務課長 総務課企画グループ参事 財務課長 町民課住民グループ総括主査 建設課建設グループ総括主査 建設課建設グループ主査 監査委員	村田駿 竹下泰弘 川岸勤一 土門修一 花田春夫 阿部幸三 木村文年 紙谷一 花田修一
議会事務局職員	議会事務局長 議会グループ総括主査 議会グループ主事 議会グループ書記	石堂一志 坂口稔 吉澤裕治 庭奈々子

調査事件 火葬場建設に関する調査について

地方交付税の削減や補助金の廃止による税財源移譲など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増している。福島町においても自立プランを基本として行政運営の効率化を進めているところであるが、今後も引き続き緊縮型の財政運営を余儀なくされることは明白である。

このようななかで、老朽化した火葬場建設の概要が示され、平成20年2月に所管である経済福祉常任委員会において調査が行われたものであるが、設計業務委託の段階前に、施設建設の規模やその内容、さらに重要な財源となる補助金の問題などを整理し、より具体的な検討を慎重にする必要があるとして、特別委員会を設置し調査することとした。

このことを受け、平成20年第1回定例会（3月会議）の最終日に、経済福祉常任委員長の動議により本特別委員会が設置されたものである。

本委員会としては、建設の是非、主要事項となる建設箇所、予算、面積や構造、関係条例等などについて実質6回にわたり調査したところであり、次のとおり報告する。

1. 開催状況及び調査内容

- (1) 第1回目 平成20年3月17日（月）開催
（平成20年第1回定例会（3月会議）） 正・副委員長の互選。
- (2) 第2回目 平成20年4月30日（水）開催
現況と課題、火葬場建設の必要性、建設予定地の選定、施設規模等の資料に基づき、質疑及び意見交換を行った。
- (3) 第3回目 平成20年5月13日（火）開催
都市計画の決定等、実施設計発注仕様、実施設計発注後の対応、火葬炉設備・火葬作業手順などの資料に基づき質疑及び意見交換を行った。
- (4) 第4回目 平成20年5月26日（月）開催
建設事業費の財政計画、主な維持費、実施設計発注資料、実施設計発注後の対応策の資料に基づき質疑及び意見交換を行った。
（平成20年6月10日（6月会議）中間報告）
- (5) 第5回目 平成20年7月25日（金）開催
施設建設計画（3案）及び火葬炉設備の選定経過の資料に基づき質疑及び意見交換を行った。
- (6) 第6回目 平成20年11月13日（木）開催
施設の実実施設計関係書類、福島町火葬場設置及び管理条例（案）、福島町火葬場設置及び管理条例施行規則（案）の資料に基づき質疑及び意見交換を行った。
- (7) 第7回目 平成21年2月6日（金）開催
都市計画決定の経緯や、予算説明書、また、関係条例等の資料などに基づき質疑及び意見交換を行った。

2. 調査意見

現在の火葬場は、昭和48年に建設され34年が経過し、近年、建物及び火葬炉設備に老朽化が見られ補修費も嵩んでいることから、将来的な施設運営の効率化を図るため、広域四町での共同設置を検討したが、平成18年12月に当面の火葬場共同設置は困難という結論に達した。

建設計画の基本となる、「第4次福島町総合開発計画」での火葬場建設の位置付けは、平成17年10月の第3回総合開発計画審議会の前期実施計画に21年度建設予定として掲載され、この時点では、広域体制での整備に向けたものとして計画されていたが、前述のとおり広域四町での協議が整わないことから、平成19年度のローリングにおいて福島町単独での計画変更となったものである。

平成19年11月開催の経済福祉常任委員会における、第4次福島町総合開発計画のローリング結果の調査では、火葬場建設事業費が2億5千万円、面積500平方メートル以内として、20年度から事業を着手する計画が示された。

経済福祉常任委員会としては、施設の規模、事業費についての検討過程に疑問が残るもので、計画の策定に当たっては、財政状況の考慮が必要として、出来るだけ詳細な資料を開発審議会や自立プランの関係者に提示すべきであり、検討後においては早い段階で議会にも資料の提示を要望する旨の調査結果であった。

平成20年2月13日、29日、開催の経済福祉常任委員会では、町側が平成20年度当初予算に、火葬場建設に伴う設計業務委託費等を計上する予定から、その内容等を調査した。また、2月27日には、北斗市及び木古内町の火葬場を視察して調査活動の充実を図ったところである。

7回に亘る調査では、福島町の厳しい財政状況の中で、事業費の圧縮を図るための施設規模の検討、将来的な人口減少や住民負担の軽減を考慮した計画とすることなどとし、全体的には事業費の削減に向け、規模を約300平方メートルと大幅に縮小し、実施設計・建築工事費等を含めて事業費を1億4千1百万円に削減した修正案が示され、施設建設に向けた調査を実施したところである。

本委員会としては、町財政も今後さらに厳しさを迎えるなかで、建設費の圧縮に向けた取り組みや有利な財源となる可能性がある北海道地域政策補助金を強く要望すること。

また、広域での使用も視野に入れた、4町の使用協定を締結すること及び管理条例等の整備を図るとともに、施設の運営に関してはランニングコストを必要最小限に抑えることの努力を望むものである。

以上、最終の調査報告とする。

福 議 特 委 号
平成 2 1 年 3 月 9 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

まちづくり基本条例・議会基本条例等に
関する審査特別委員会

委員長 金 沢 秀 一

特別委員会審査報告書の提出について

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日、第 2 回福島町議会定例会において、閉会中に審査をすべき事件として、本特別委員会に付託された事件の審査を終えたので、会議規則第 7 6 条の規定により、別紙のとおり審査報告書を提出いたします。

審 査 報 告 書

審査事件	平成20年第2回定例会 発議第1号 議会基本条例の制定について			
審査結果	「原案の一部を修正して議決すべきもの」			
審査期間	平成20年12月24日～平成21年2月24日（4日間）			
出席委員	平成20年12月24日（水）		平成21年2月6日（金）	
	委員 長	金 沢 秀 一	委員 長	金 沢 秀 一
	副委員 長	滝 川 明 子	副委員 長	滝 川 明 子
	委 員	佐 藤 卓 也	委 員	佐 藤 卓 也
	〃	川 村 明 雄	〃	川 村 明 雄
	〃	新 山 大 吉	〃	新 山 大 吉
	〃	木 村 隆	〃	木 村 隆
	〃	加 藤 雅 行	〃	加 藤 雅 行
	〃	杉 村 志 朗	〃	杉 村 志 朗
	〃	佐 藤 孝 男	〃	佐 藤 孝 男
	〃	藤 山 大	〃	藤 山 大
	〃	平 野 隆 雄	〃	平 野 隆 雄
欠席委員	な し		な し	
職務のため出席した議員	議 長	溝 部 幸 基	議 長	溝 部 幸 基
出席説明員	な し		町 長	村 田 駿
			副 町 長	竹 下 泰 弘
			総 務 課 長	川 岸 勤
			総務課企画グループ参事	土 門 修 一
			総務課企画グループ総括主査	前 田 勝 広
			財 務 課 長	花 田 春 夫
			監 査 委 員	花 田 修 一
議会事務局職員	議会事務局 長	石 堂 一 志	議会事務局 長	石 堂 一 志
	議会グループ総括主査	坂 口 稔	議会グループ総括主査	坂 口 稔
	議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ主事	吉 澤 裕 治
	議会グループ書記	庭 奈々子	議会グループ書記	庭 奈々子

	平成21年2月20日(金)	平成21年2月24日(火)
出席委員	委員長 金沢秀一 副委員長 滝川明子 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆 〃 加藤雅行 〃 杉村志朗 〃 佐藤孝男 〃 藤山大 〃 平野隆雄	委員長 金沢秀一 副委員長 滝川明子 委員 佐藤卓也 〃 川村明雄 〃 新山大吉 〃 木村隆 〃 加藤雅行 〃 杉村志朗 〃 佐藤孝男 〃 藤山大 〃 平野隆雄
欠席委員	なし	なし
職務のため出席した議員	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	なし	町長 村田駿 副町長 竹下泰弘 総務課長 川岸勤 総務課企画グループ参事 土門修一 総務課企画グループ総括主査 前田勝広 財務課長 花田春夫
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 坂口稔 議会グループ主事 吉澤裕治 議会グループ書記 庭奈々子

□ 審査の経過

平成20年第1回定例会（9月会議）において自治基本条例・議会基本条例に関する調査特別委員会が設置され、「まちづくり基本条例」と「議会基本条例」等について実質3回の調査を行ったところである。

平成20年第2回定例会には、前述の委員会調査意見を踏まえ「福島町まちづくり基本条例の制定について」、「福島町まちづくり推進会議条例の制定について」、「福島町議会基本条例の制定について」の3件が提案され、内容を集中的に審議をするため、本特別委員会に付託されたものであり、実質3回にわたる審査の経過を、次のとおり報告するものである。

■委員会開催状況

○第1回 平成20年12月24日（水）

本特別委員会の設置、正副委員長の互選、審査日程等の協議

○第2回 平成21年2月6日（金）

審査付託案件	議案第1号 まちづくり基本条例の制定について
	議案第2号 町づくり推進会議条例の制定について
関連条例等（案）	①福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に 公募委員を加える関係条例の整理に関する条例
	②福島町行財政推進町民委員会設置条例
	③特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例
	④福島町職員等の公益通報に関する規定

○第3回 2月20日（金）

審査付託案件	発議第1号 議会基本条例の制定について
関連条例（案）等	
（制定）	福島町議会会議条例
（改正）	①議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
	②福島町議会への参画を奨励する規則（全部改正）
	③福島町議会事務局の組織に関する規則
	④福島町議会の運営に関する基準
	⑤議場における発言等に関する運用基準
（廃止）	①福島町議会議員の定数を定める条例
	②福島町議会の定例会の回数を定める条例
	③議会の議決すべき事項を定める条例
	④福島町議会委員会条例
	⑤福島町議会会議規則
	⑥福島町議会の定例会の招集時期を定める規則 （福島町議会傍聴規則）

○第4回 2月24日(火)

A. まちづくり基本条例関係

議案第1号 まちづくり基本条例の制定について

議案第2号 町づくり推進会議条例の制定について

上記、2件の付託審査案件は、これまでの審議等を踏まえ撤回し、あらためて平成21年第1回定例会での提案申し出となった。

○議案第1号「まちづくり基本条例の制定について」の修正箇所

①第18条(総合計画)及び第23条(住民投票)中の「町」の定義から議会を除くため「町長」に改める。

②第23条(住民投票)中に「町民が住民投票を請求することができる」旨の規定を追加

○議案第2号「まちづくり推進会議条例の制定について」の修正箇所

「福島町行財政推進町民委員会設置条例」をとりやめ、当該条例にある所掌事項等を「福島町まちづくり推進会議条例」に加える。

○関連条例等の整理

①福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例

②福島町行財政推進町民委員会設置条例

③特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

B. 議会基本条例関係

○審査付託案件 発議第1号 議会基本条例の制定について

上記の案件については、関連する条例や文言の整理が必要として、委員会において別紙のとおり「原案を一部修正して議決すべきもの」となった。

○関連条例等

(制定) 福島町議会会議条例

(改正) ①議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

②福島町議会への参画を奨励する規則(全部改正)

③福島町議会事務局の組織に関する規則

④福島町議会の運営に関する基準

⑤議場における発言等に関する運用基準

□ 審査の結果

- (1) 議案第1号 まちづくり基本条例の制定について
- (2) 議案第2号 町づくり推進会議条例の制定について

付託された3件の案件の内、上記2件については、条文の整理等が必要として、本議案を撤回し、あらためて平成21年第1回定例会に、関連条例を含めて提案したいとの町長の申し出があった。(議案撤回の申し出)

- (3) 発議第1号 議会基本条例の制定について

上記付託案件については、関連する条例の制定・改正等に伴う条文の修正が必要として、提案者の議会運営委員から「修正案」が提出され、採決の結果「原案の一部を修正して議決すべきもの」と決定した。

採択された修正案は、別紙のとおりである。

番号	付託議案	討論	反対	賛成	採択の結果
1	議案第1号 まちづくり基本条例の制定について	議案撤回により未採択			
2	議案第2号 町づくり推進会議条例の制定について				
3	発議第1号 議会基本条例の制定について	0	4	6	原案の一部を修正して 議決すべきもの

※ 表決は、議長・委員長を除いている。

発議第1号「福島町議会基本条例の制定について」に対する修正案

修正前	修正案
<p>前文～第2条 (略)</p> <p>(通年議会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議規則(昭和62年規則第2号)で定める。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める<u>会議規則</u>の内容を継続的に見直す。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、<u>福島町議会傍聴規則(平成16年規則第1号)</u>で定める。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(町長による政策形成過程等の説明)</p> <p>第9条 町長は、議会に政策等(計画、事業等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を<u>提出するよう努める。</u></p> <p>(1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を<u>明らか</u>にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p>	<p>前文～第2条 (略)</p> <p>(通年議会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議<u>条例(平成21年条例第号)</u>で定める。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める<u>会議条例等</u>の内容を継続的に見直す。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、<u>福島町議会への参画を奨励する規則(平成21年規則第号)</u>で定める。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(町長による政策形成過程等の説明)</p> <p>第9条 町長は、議会に政策等(計画、事業等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を<u>提出する。</u></p> <p>(1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を<u>明確</u>にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p>

第10条～第11条 (略)

(文書質問)

第12条 (略)

2 議文書質問について必要な事項は、会議規則で定める。

第13条 (略)

(議員定数・歳費)

第14条 議員定数・歳費は、それぞれ福島町議会会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。

2～4 (略)

第15条～第22条 (略)

(自由討議による合意形成)

第23条 議会は、議員による討議(討論)の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。

2 (略)

第24条～第29条 (略)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

第10条～第11条 (略)

(文書質問)

第12条 (略)

2 議文書質問について必要な事項は、会議条例で定める。

第13条 (略)

(議員定数・歳費)

第14条 議員定数・歳費は、それぞれ会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。

2～4 (略)

第15条～第22条 (略)

(自由討議による合意形成)

第23条 議会は、議員による討議・討論の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。

2 (略)

第24条～第29条 (略)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(議会の議決すべき事項を定める条例の廃止)

2 議会の議決すべき事項を定める条例(平成17年福島町条例第14号)は、廃止する。

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告

平成21年2月26日に開催された、平成21年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告があったので、下記のとおり報告する。

平成21年3月11日 提出

福島町議会議長 溝 部 幸 基

記

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告

平成21年3月11日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

渡島廃棄物処理広域連合議会議員

報告者 金 沢 秀 一

平成21年2月26日に開催された、平成21年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をする。

1. 行政報告の主な内容

焼却処理施設の稼動状況は、第2回目の定期点検を10月20日から12月2日までの44日間で実施している。

第3回目の定期点検は2月9日から3月23日の予定で、現在実施中である。

主な点検項目は、熱分解ドラム、熱分解循環ガスダクト、ガス燃焼炉、燃焼溶融炉、破碎機、減温塔、冷却振動コンベヤなどの点検整備及び清掃となっている。

定期点検は、年間3回ほど実施しているが、施設が稼動して6年が経過することから、施設設備の老朽・劣化も著しくなるものと予想されるので、施設設備の管理についてはメーカーとも協議をしながら、一層注意する。

処理量は、平成19年度35,392トンで、今年度は可燃ごみの減量化が図られた結果、約32,000トンくらいと予測している。

函館市へのごみ処理業務委託は、第2回定期点検期間中に、1,833トン进行处理委託している。

函館市へのごみ処理委託は、平成21年度までの約束であるが、平成22年度以降も、第2回定期点検で2炉同時に休止する期間が発生するので、同時休止期間の短縮や点検回数の検討と合わせて、自己処理ができない場合の処理委託について函館市など外部委託先と協議を進める。

2. 一般質問

八雲町 竹 濱 俊 一 議員

- (1) 秋の定期点検におけるごみの未処理対策に関する件
- (2) ごみの減量化の対応に関する件

木古内町 相 澤 梢 議員

- (1) 焼却炉の耐用年数に関する件
- (2) 定期点検とごみピットの収容量に関する件

3. 議 案

件 名	内 容
議案第1号 平成21年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算について（原案可決）	歳入歳出 総 額 1,468,162千円
発議案第1号 議席の指定について	会議規則第4条第2項の規定により、議員の議席を指定する 11番 佐藤頼幸（鹿部町） 12番 盛田鐵次（鹿部町） 13番 小杉久美子（森町）
発議案第2号 閉会中の所管事務調査について	閉会中における議会運営委員会の所管事務調査の申し出を許可する
発議案第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会会議規則の一部改正について	議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける

※議案・関係資料は、議会事務局に保管しておりますのでご参照下さい。

閉会中の所管事務調査等の申し出について

常任委員会等から、会議規則第72条の規定により、閉会中の所管事務調査等の申し出があったので、これを報告する。

平成21年3月11日 提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

○経済福祉常任委員会

○議会運営委員会

福 議 委 号

平成21年2月12日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会

委員長 杉 村 志 朗

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、所管事務調査のうち次の事件等について、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により通知します。

記

- 調査事件
1. 生活排水等の処理計画について
 2. その他所管に関する事項について

福 議 運 号
平成 2 1 年 3 月 3 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

議 会 運 営 委 員 会
委員長 滝 川 明 子

閉会中の所管事務調査等について

本委員会は、地方自治法第109条の2第3項に規定する事項について、閉会中に調査等を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により通知します。